

第九十六回国 参議院 憲法審査会 會議録 第二号

平成三十年五月二十三日(水曜日) 午後零時十三分開会

委員の異動

二月二十一日

辞任

中西 哲君

小川 勝也君

浜口 誠君

竹内 真二君

補欠選任

山下 雄平君

藤田 幸久君

野田 国義君

佐々木さやか君

五月七日

辞任

小西 洋之君

白 眞勲君

野田 国義君

補欠選任

古賀 之士君

浜口 誠君

舟山 康江君

五月九日

辞任

伊藤 孝恵君

古賀 之士君

浜口 誠君

藤田 幸久君

舟山 康江君

石橋 通宏君

牧山ひろえ君

宮沢 由佳君

補欠選任

大野 元裕君

大島九州男君

増子 輝彦君

大塚 耕平君

徳永 エリ君

小川 敏夫君

白 眞勲君

吉川 沙織君

出席者は左のとおり。

会長 幹事

柳本 卓治君

磯崎 仁彦君

岡田 直樹君

二之湯武史君

西田 昌司君

舞立 昇治君

西田 実仁君

委員

大島九州男君

白 眞勲君

仁比 聡平君

浅田 均君

足立 敏之君

阿達 雅志君

愛知 治郎君

有村 治子君

石井 正弘君

片山さつき君

北村 経夫君

古賀友一郎君

高野光二郎君

滝波 宏文君

堂故 茂君

二之湯 智君

古川 俊治君

松川 るい君

山下 雄平君

山谷えり子君

伊藤 孝江君

佐々木さやか君

山本 博司君

大塚 耕平君

大野 元裕君

徳永 エリ君

増子 輝彦君

小川 敏夫君

風間 直樹君

吉川 沙織君

吉良よし子君

山添 拓君

東 徹君

福島みずほ君

事務局側

松沢 成文君

憲法審査会事務局長

森本 昭夫君

本日の会議に付した案件

○幹事補欠選任の件

○会長(柳本卓治君) たいまから憲法審査会を開会いたします。

○幹事の補欠選任につきましてお諮りをいたします。

委員の異動に伴いまして現在幹事が二名欠員となっておりまして、その補欠選任を行いたいと存じます。

幹事の選任につきましては、先例により、会長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(柳本卓治君) 御異議ないと認めます。 それでは、幹事に大島九州男君及び白眞勲君を指名いたします。

本審査会幹事会の申合せによりまして、会長が野党第一会派の幹事の中から会長代理を指名することとなっております。

会長といたしましては、会長代理に大島九州男君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

二月二十三日日本審査会に左の案件が付託された。
一、改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願(第二六七号)(第二七八号)(第二六九号)(第二七〇号)(第二七一号)(第二七二号)

(第二七三号)(第二七四号)(第二七五号)(第二七六号)(第二七七号)(第二七八号)(第二七九号)(第二八〇号)

第二六七号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにことに関する請願 請願者 京都府宇治市 林千代子 外五千三百八十三名

紹介議員 井上 哲土君

二〇一七年、日本国憲法が施行されて七十年を迎えた。日本国憲法は、おびただしい犠牲をもたらした戦争への深い反省の上に、二度と戦争はしないと第九条で誓い、恒久平和、国民主権、基本的人権を掲げてきた。ところが、安倍政権は、憲法違反の戦争法(安保関連法)を強行し、戦闘地域の南スーダンPKO(国連平和維持活動)へ、駆け付け警護など武器使用を含む新たな任務を付与して自衛隊を派兵した。また、衆参両院で改憲勢力三分の二を手にした安倍政権は、改憲に本格的に手を付けるために衆参両院の憲法審査会を再開、改憲発議を狙い、本丸の第九条改悪へと突き進もうとしている。日本国民は、憲法によって誰もが個人として尊重され、命が守られ、自由に幸せを求めて生きていくことを保障されており、それが国の責務と明記されている。今、あらゆる世代に貧困と格差が広がり、暮らしへの不安が大きくなっている。「不安定雇用やブラック労働をなくして」「安心して預けられる認可保育園を」「年金制度や介護制度の充実を」「給付制奨学金を」など切実な願いがあふれている。今、するべきことは、平和と豊かな人権を保障する日本国憲法を変えることではなく、憲法をいかにして、平和・命・人権を守る政治に変えていくことである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、改憲をやめ、最高法規にふさわしく憲法を国政のあらゆる施策にいかすこと。

第二六八号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 大阪市 浅田千代子 外五千三百七十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二六九号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 岩手県花巻市 千田ツサ 外五千三百七十名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七〇号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 北海道函館市 草刈道子 外五千三百七十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七一号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 大阪府豊能郡豊能町 山本厚子 外五千三百七十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七二号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 京都府長岡京市 河首久子 外五千三百七十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七三号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 三重県南牟婁郡御浜町 原鈴子 外五千三百七十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七四号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 三重県名張市 徳田米子 外五千三百七十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七五号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 茨城県日立市 原恵 外五千三百七十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七六号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 石川県金沢市 中村未来 外五千三百七十名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七七号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 大阪市 長谷川奈央 外五千三百七十名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七八号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 京都府宇治市 野一色裕美 外五千三百七十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二七九号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 宮崎県西都市 伊東かず子 外五千三百七十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二八〇号 平成三十年二月十三日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 東京都練馬区 九鬼泰世 外五千三百七十名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

三月二日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第五四七号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願(第五八二号)

第五四七号 平成三十年二月二十日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願
請願者 埼玉県越谷市 黒田澄子 外三百二十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第五八二号 平成三十年二月二十一日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願
請願者 滋賀県大津市 立花敬次 外四名

紹介議員 井上 哲士君

二〇一七年五月三日、安倍晋三首相は、突然、「新たに憲法第九条に自衛隊の存在を書き込む」

二〇二〇年に新憲法施行を目指す」と述べた。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まっている。戦後七十年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は、憲法第九条の存在と市民の粘り強い運動であった。今、第九条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くない。日本が再び海外で戦争する国になるのは御免である。安倍首相らによる憲法第九条などの改悪に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則がいかにされる政治を求める。

ついでに、次の事項について実現を図られた

一、憲法第九条を変えないこと。

二、憲法の平和・人権・民主主義がいかにされる政治を実現すること。

三月九日本審査会に左の案件が付託された。

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願(第六二二号)(第六二二号)(第六四六号)(第六九一号)

第六二二号 平成三十年二月二十三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願
請願者 新潟県五泉市 目黒司 外八百十六名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第六二二号 平成三十年二月二十三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願
請願者 新潟県十日町市 村山博年 外二百十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第六四六号 平成三十年二月二十六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 北海道江別市 佐賀山路博 外二
千九百三十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第六九一号 平成三十年二月二十八日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 北海道江別市 穴澤真希 外六百
八十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

三月十六日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第八一〇号)

第八一〇号 平成三十年三月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 長野県飯田市 黒田誠 外二百五
十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

三月三十日日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法を守り、いかにすることに関する請願(第九八六号)

一、改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願(第九八七号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第九八八号)(第一〇〇五号)(第一

〇三二一号)(第一〇三三二号)(第一〇三三三三号)(第一〇三三四号)(第一〇三三五号)(第一〇三三六号)(第一〇三三七号)(第一〇三三八号)(第一〇三三九号)(第一〇四〇〇号)(第一〇四〇〇一號)(第一〇四〇二二號)(第一〇四〇三三號)(第一〇四〇四四號)

第九八六号 平成三十年三月十六日受理

日本国憲法を守り、いかにすることに関する請願

請願者 新潟市 松本純子 外四百三十二
名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第九八七号 平成三十年三月十六日受理

改憲をやめ、憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 名古屋市中 山下百合子 外八百八
名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第九八八号 平成三十年三月十六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 新潟市 伊藤隆志 外千六百六十六
名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇〇五号 平成三十年三月十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都中野区 相田千穂 外千四百
四名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇三二一号 平成三十年三月二十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都世田谷区 松原健次 外千
六百八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇三二二号 平成三十年三月二十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 さいたま市 伊藤一枝 外千六百
五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇三三三号 平成三十年三月二十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 福島県いわき市 水野谷純一 外
千六百五名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇三三四号 平成三十年三月二十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 滋賀県東近江市 馬場定代 外千
六百五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇三三五号 平成三十年三月二十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都武蔵村山市 田上優花 外
千六百五名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇三三六号 平成三十年三月二十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町 村井典男
外千六百五名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇三七七号 平成三十年三月二十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都世田谷区 牧野久枝 外千
六百五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇三八八号 平成三十年三月二十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 千葉県柏市 上野哲也 外千六百
五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇三九九号 平成三十年三月二十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛荘町 大鹿広 外
千六百五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇四〇〇号 平成三十年三月二十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都中野区 玉野岳志 外千六
百五名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一〇四〇一號 平成三十年三月二十日受理

第一三五九号 平成三十年四月二十五日受理
 憲法九条を変えず、憲法の平和、人權、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
 請願者 埼玉県越谷市 島保弘 外八百九十七名
 紹介議員 田村 智子君
 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一三八一号 平成三十年四月二十六日受理
 立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治に関する請願
 請願者 茨城県取手市 矢野一雄 外七十八名
 紹介議員 仁比 聡平君
 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一三八二号 平成三十年四月二十六日受理
 憲法九条を変えず、憲法の平和、人權、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
 請願者 群馬県佐波郡玉村町 戸澤健二 外三千四百五十三名
 紹介議員 福島みずほ君
 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一三八三号 平成三十年四月二十六日受理
 憲法九条を変えず、憲法の平和、人權、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
 請願者 福岡県鞍手郡小竹町 青野定幸 外二千七十八名
 紹介議員 仁比 聡平君
 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

五月十八日本審査会に左の案件が付託された。
 一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人權、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第一二八七号)(第一三八八号)(第一三九三号)

第一三八七号 平成三十年四月二十七日受理
 憲法九条を変えず、憲法の平和、人權、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
 請願者 長野県松本市 小原勘一 外一万四百九十九名
 紹介議員 井上 哲土君
 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一三八八号 平成三十年四月二十七日受理
 憲法九条を変えず、憲法の平和、人權、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
 請願者 長野県中野市 西沢寿美子 外一万四百九十九名
 紹介議員 武田 良介君
 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一三九三号 平成三十年五月二日受理
 憲法九条を変えず、憲法の平和、人權、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
 請願者 埼玉県秩父市 新井節夫 外七百十八名
 紹介議員 山添 拓君
 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一号中訂正

ページ 段 行 原文 訂正文
 四三 末 十一名 十二名